

○毒物劇物業務上取扱者の各種届出の手引き(高知市)

一部の毒物劇物を使用して電気めっき、金属熱処理、しろあり防除事業を営まれている方や、毒物劇物を運送する事業者の方を対象とした届出の手引きです。

Ver 2024. 6. 7

届 出

※各種書類に押印は不要になりましたが、必要に応じ本人確認をさせていただきます。

◎毒物劇物業務上取扱者の届出 (法第22条第1項、施行令第41条、42条、施行規則第13条の13)

下表の①～④に該当することとなった場合は、事業場ごとに、30日以内の届出が必要です。

【届出が必要な業種】・・・以下「要届出業務上取扱者」という。

①	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を使用して、 電気めっきを行う事業
②	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を使用して、 金属熱処理を行う事業
③	施行令第41条第3号で定める 毒物劇物の運送の事業 ↓ 施行令別表第2に掲げるもの(黄燐等23項目)を、 大型自動車に固定された容器を用い、又は内容積が厚生労働省令で定める量以上の容器を大型自動車に積載して行う毒物又は劇物の運送の事業 大型自動車とは、最大積載量5000kg以上の自動車若しくは被牽引自動車 四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合の容器にあつては200リットル、それ以外の毒物又は劇物を運搬する場合の容器にあつては、1000リットル 施行規則第13条の13
④	砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を使用し、 しろあり防除を行う事業

◎変更・廃止の届出

次の場合には、届出をする必要があります。

- ・毒物劇物取扱責任者を変更した場合 (法第22条第4項→法第7条第3項、施行規則第18条第4項→施行規則第5条)
- ・事業者の氏名又は住所(法人の場合はその名称又は主たる事務所の所在地)を変更したとき (法第22条第3項→法第22条第1項第1号)
- ・事業場の所在地を変更したとき (法第22条第3項→法第22条第1項第3号)
- ・事業場の名称を変更したとき (法第22条第3項→法第22条第1項第4号→規則第18条第1項)
- ・シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物のうち取り扱う毒物又は劇物の品目を変更したとき (法第22条第3項→法第22条第1項第2号)
- ・事業場における毒物劇物の貯蔵設備、無機シアン化合物を用いる電気めっき又は金属熱処理設備、汚水処理設備等の重要な部分を変更したとき(電気めっきを行う事業、金属熱処理を行う事業の場合のみ) (細則第3条第2項)
- ・事業場において、上表の毒物若しくは劇物を業務上取り扱わないこととなったとき
- ・その事業を廃止したとき (法第22条第3項)

要届出業務上取扱者

状況		手続き	備考
1	① 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を使用して、電気めっきを行う事業を開始した	○毒物劇物業務上取扱者届書 及び ○毒物劇物取扱責任者設置届 →表1参照	事業開始日から30日以内 * 法第22条第1項、第2項 毒物劇物取扱責任者の設置後30日以内 * 法第22条第4項→法第7条第1項、第3項
	② 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を使用して、金属熱処理を行う事業を開始した		
	③ 施行令第41条第3号で定める毒物劇物の運送の事業を開始した		
	④ 砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を使用し、しるあり防除を行う事業を開始した		
2	毒物劇物取扱責任者を変更(交代)した 例:AさんからBさんに、毒物劇物取扱責任者そのものが変わった場合	毒物劇物取扱責任者変更届 →表2参照	変更後30日以内 * 法第22条第4項→法第7条第3項
3	事業者の氏名又は住所(法人の場合はその名称又は主たる事務所の所在地)を変更したとき 例:本社(事業者)の名称が変更になった場合 例:本社(事業者)の所在地が変更になった場合 例:個人(事業者)の「氏」が結婚等で変わった場合 例:個人(事業者)が引っ越した場合	変更届(規則第19号様式の(1)) * 法第22条第3項→規則第18条第3項 →表3参照	変更後 * 法第22条第3項→法第22条第1項第1号 * 事業者そのものが替わった場合は、新たな事業者の毒物劇物業務上取扱者届書の提出と、旧事業者の廃止届の提出が必要です。
4	事業場の所在地を変更したとき	変更届(規則第19号様式の(1)) →表4参照	変更後 * 法第22条第3項→法第22条第1項第3号
5	事業場の名称を変更したとき 例:〇〇運送 → △△流通サービス	変更届(規則第19号様式の(1)) →表5参照	変更後 * 法第22条第3項→法第22条第1項第4号→施行規則第18条第1項
6	シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物のうち取り扱う毒物又は劇物の品目を変更したとき	変更届(規則第19号様式の(1)) * 法第22条第3項→施行規則第18条第3項 →表6参照	変更後 * 法第22条第3項→法第22条第1項第2号
7	事業場における毒物劇物の貯蔵設備、無機シアン化合物を用いる電気めっき又は金属熱処理設備、污水处理設備等の重要な部分を変更したとき(電気めっきを行う事業、金属熱処理を行う事業の場合のみ)	設備変更届(細則第2号様式) →表7参照	変更後30日以内 * 細則第3条第2項
8	事業場において、法第22条第1項の毒物若しくは劇物を業務上取り扱わないこととなったとき	廃止届(規則第19号様式の(2)) * 法第22条第3項→施行規則第18条第3項 →表8参照	廃止後 * 法第22条第3項
9	事業を廃止したとき	廃止届(規則第19号様式の(2)) * 法第22条第3項→施行規則第18条第3項 →表9参照	廃止後 * 法第22条第3項

注 毒物及び劇物取締法:法
 毒物及び劇物取締法施行令:施行令
 毒物及び劇物取締法施行規則:規則
 高知市毒物及び劇物取締法施行細則:細則

表1 毒物劇物を使用する事業を開始したとき

申請書の提出先	高知市保健所（高知市丸の内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 地域保健課 電話 088-822-0577	
提出部数	1部	
提出期限	事業を開始した日から30日以内 *法第22条第1項、第2項	
留意事項	毒物劇物取扱責任者の設置が必要です。*法第22条第4項→法第7条第1項、第3項	
手数料	なし	
提出書類	1	毒物劇物業務上取扱者届書（様式あり） 別記第18号様式（第18条関係） *法第22条第1項、第2項 規則第18条第2項
	2	事業場の設備の概要図 *細則第3条 ①事業場の平面図（貯蔵・保管場所を明示） ②事業場における毒物劇物の貯蔵設備、無機シアン化合物を用いる電気めつき又は金属熱処理設備、汚水処理設備等の重要な部分の設備概要（電気めつきを行う事業、金属熱処理を行う事業の場合のみ） ○施設設備等を備えた毒物劇物専用の堅固な保管施設が必要です。*法第11条第1項(S52.3.26薬発第313号) ○貯蔵する場所については盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずることが必要です。*法第11条第1項(S52.3.26薬発第313号)
	3	毒物劇物取扱責任者設置届（様式あり） 別記第8号様式（第5条関係） 規則第18条第4項→規則第5条
	4	①薬剤師免許証の写し 又は ②高等学校又はこれと同等以上の学校で応用化学の学科を修了したことを証する書類 又は ③毒物劇物取扱者試験に合格したことを証する書類 *法第22条第4項→法第8条第1項 規則第18条第4項→規則第5条第2項第1号 左記②毒物劇物取扱責任者の資格要件については S46.3.8 薬発第216号「毒物劇物取扱責任者の資格に関する疑義について」 H14.1.11 医薬化発第0111001号「毒物劇物取扱責任者の資格の確認について」 R6.5.30 医薬業審発0530第1号「毒物劇物取扱責任者の資格要件について」 による なお、毒物劇物取扱責任者の業務内容については S50.7.31 薬発第668号「毒物劇物取扱責任者の業務について」を参照
	5	医師の診断書（様式あり） ①心身の障害の有無（精神の機能が障がいにより毒物劇物販売業の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通と適切に行うことができない者に該当するか否か） ②麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒患者でないこと *法第22条第4項→法第8条第1項 規則第18条第4項→規則第5条第2項第2号
	6	宣誓書（様式あり） 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと *法第22条第4項→法第8条第1項 規則第18条第4項→規則第5条第2項第3号
	7	毒物劇物取扱責任者の雇用契約書の写し 又は 雇用関係を証明する書類（様式あり） いわゆる派遣社員を毒物劇物取扱責任者として設置することはできません。また、本社からの出向の場合等、身分を出向元（本社）に残している場合は派遣とみなされます。 H11.11.30 健政発第1290号 健医発第1634号 医薬発第1331号 H13.2.7 医薬化発第5号 *法第22条第4項→法第8条第1項 *規則第18条第4項→規則第5条第2項第4号

表2 毒物劇物取扱責任者を変更(交代)したとき

申請書の提出先	高知市保健所 (高知市丸の内1-7-45 総合あんしんセンター1階) 地域保健課 電話 088-822-0577		
提出部数	1部		
提出期限	変更後 30日 以内 * 法第22条第4項→法第7条第3項		
留意事項			
手数料	なし		
提出書類	1	毒物劇物取扱責任者変更届 (様式あり) 別記第9号様式(第5条関係)	* 法第22条第4項→法第7条第1項 * 法第22条第4項→法第7条第3項→規則第5条第3項→別記第9号様式
	2	①薬剤師免許証の写し 又は ②高等学校又はこれと同等以上の学校 で応用化学の学科を修了したことを証 する書類 又は ③毒物劇物取扱者試験に合格したことを 証する書類	* 法第22条第4項→法第8条第1項 規則第18条第4項→規則第5条第2項第1号 左記②毒物劇物取扱責任者の資格要件については、 S46.3.8 薬発第216号「毒物劇物取扱責任者の資格に関する疑義について」 H13.2.7 医薬化発第5号「毒物及び劇物取締法に係る法定受託事務の実施について」 R6.5.30 医薬業審発0530第1号「毒物劇物取扱責任者の資格要件について」 による なお、毒物劇物取扱責任者の業務内容については、 S50.7.31 薬発第668号「毒物劇物取扱責任者の業務について」による
	3	医師の診断書 (様式あり) ①心身の障害の有無(精神の機能の障がいにより毒 物劇物販売業の業務を適正に行うに当たって必要 な認知、判断及び意思疎通と適切に行うことがで きない者に該当するか否か) ②麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒患者でない こと	* 法第22条第4項→法第8条第1項 規則第18条第4項→規則第5条第2項第2号
	4	宣誓書 (様式あり) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰 金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執 行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過 していないこと	* 法第22条第4項→法第8条第1項 規則第18条第4項→規則第5条第2項第3号
	5	毒物劇物取扱責任者の雇用契約書の写し 又は 雇用関係を証明する書類 (様式あり)	いわゆる派遣社員を毒物劇物取扱責任者として設置する ことはできません。また、本社からの出向の場合等、身分 を出向元(本社)に残している場合は派遣とみなされます。 * H11.11.30 健政発第1290号 健医発第1634号 医薬発第1331号 * H13.2.7 医薬化発第5号 * 法第22条第4項→法第8条第1項 * 規則第18条第4項→規則第5条第2項第4号

表3 事業者の氏名又は住所(法人の場合はその名称又は主たる事務所の所在地)を変更したとき

申請書の提出先	高知市保健所 (高知市丸の内1-7-45 総合あんしんセンター1階) 地域保健課 電話 088-822-0577		
提出部数	1部		
提出期限	変更後 * 法第22条第3項 (なるべく速やかに提出をお願いします。)		
留意事項	○事業者そのものが替わる場合は、新たに毒物劇物業務上取扱者としての届出が必要です。 事業者が個人から法人になった場合、個人の事業についての届出を廃止し、改めて法人としての新規の事業の届出をしてください。		
手数料	なし		
提出書類	1	変更届 (規則第19号様式の(1))	* * 法第22条第3項(規則第18条第2項)→法第22条第1項第1号
提示書類	2	個人の場合 ○氏名を変更した場合 ○住所を変更した場合	変更後の氏名や住所が確認できるものとして、運転免許証や住民票等の提示をお願いします。 法人の名称及び主たる事務所の所在地など事実確認のため事務処理上必要ですので、変更前後が確認できる登記事項証明書(履歴事項全部証明書等)の提示をお願いします。
		法人の場合 ○法人名称を変更した場合 ○法人の主たる事務所の所在地を変更した場合	

表4 事業場の所在地を変更したとき

申請書の提出先	高知市保健所（高知市丸の内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 地域保健課 電話 088-822-0577	
提出部数	1部	
提出期限	変更後 * 法第22条第3項（なるべく速やかに提出をお願いします。）	
留意事項	事業場を、高知市外から高知市内に移転した場合は新規の届出をしてください。表1参照	
手数料	なし	
提出書類	1	変更届（規則第19号様式の(1)） * 法第22条第3項→規則第18条第3項
	2	事業場の設備の概要図 ①事業場の平面図(貯蔵・保管場所を明示) ②事業場における毒物劇物の貯蔵設備、無機シアン化合物を用いる電気めっき又は金属熱処理設備、污水处理設備等の重要な部分の設備概要(電気めっきを行う事業、金属熱処理を行う事業の場合のみ) ○施設設備等を備えた毒物劇物専用の堅固な保管施設が必要です。* 法第11条第1項(S52.3.26薬発第313号) ○貯蔵する場所については盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずることが必要です。* 法第11条第1項(S52.3.26薬発第313号) * 保管設備等の確認のため事務処理上必要ですので、設備の概要図の提出をお願いします。

表5 事業場の名称(屋号)を変更した

申請書の提出先	高知市保健所（高知市丸の内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 地域保健課 電話 088-822-0577	
提出部数	1部	
提出期限	変更後 * 法第22条第3項（なるべく速やかに提出をお願いします。）	
留意事項		
手数料	なし	
提出書類	1	変更届（規則第19号様式の(1)） * 法第22条第3項→規則第18条第3項

表6 シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物のうち取り扱う毒物又は劇物の品目を変更したとき

申請書の提出先	高知市保健所（高知市丸の内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 地域保健課 電話 088-822-0577	
提出部数	1部	
提出期限	変更後 * 法第22条第3項（なるべく速やかに提出をお願いします。）	
留意事項	「政令で定めるその他の毒物若しくは劇物」は施行令第42条において、事業ごとに定められています。	
手数料	なし	
提出書類	1	変更届（規則第19号様式の(1)） * 法第22条第3項→規則第18条第3項

表7 事業場における毒物劇物の貯蔵設備，無機シアン化合物を用いる電気めっき又は金属熱処理設備，汚水処理設備等の重要な部分を変更したとき（電気めっきを行う事業，金属熱処理を行う事業の場合のみ）

申請書の提出先	高知市保健所（高知市丸の内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 地域保健課 電話 088-822-0577	
提出部数	1部	
提出期限	設備変更後30日以内 * 施行細則第3条第2項	
留意事項		
手数料	なし	
提出書類	1	設備変更届（細則第2号様式） * 細則第3条第2項
	2	事業場の設備の概要図 ①事業場の平面図（貯蔵・保管場所を明示） ②事業場における毒物劇物の貯蔵設備，無機シアン化合物を用いる電気めっき又は金属熱処理設備，汚水処理設備等の重要な部分の設備概要（電気めっきを行う事業，金属熱処理を行う事業の場合のみ） * 細則第3条第2項 ○施設設備等を備えた毒物劇物専用の堅固な保管施設が必要です。* 法第11条第1項(S52.3.26薬発第313号) ○貯蔵，陳列等する場所については盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずることが必要です。* 法第11条第1項(S52.3.26薬発第313号)

表8 事業場において，法第22条第1項の毒物若しくは劇物を業務上取り扱わないこととなったとき

申請書の提出先	高知市保健所（高知市丸の内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 地域保健課 電話 088-822-0577	
提出部数	1部	
提出期限	業務上の取扱いを止めた後 * 法第22条第3項（なるべく速やかに提出をお願いします。）	
留意事項		
手数料	なし	
提出書類	1	廃止届（規則第19号様式の(2)） * 法第22条第3項

表9 事業を廃止したとき

申請書の提出先	高知市保健所（高知市丸の内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 地域保健課 電話 088-822-0577	
提出部数	1部	
提出期限	廃止後 * 法第22条第3項（なるべく速やかに提出をお願いします。）	
留意事項		
手数料	なし	
提出書類	1	廃止届（規則第19号様式の(2)） * 法第22条第3項

資料 施行令別表第2（第42条関係）

- 一 黄燐
- 二 四アルキル鉛を含有する製剤
- 三 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの
- 四 弗化水素及びこれを含有する製剤
- 五 アクリルニトリル
- 六 アクロレイン
- 七 アンモニア及びこれを含有する製剤（アンモニア十パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 八 塩化水素及びこれを含有する製剤（塩化水素十パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 九 塩素
- 十 過酸化水素及びこれを含有する製剤（過酸化水素六パーセント以下を含有するものを除く。）
- 十一 クロルスルホン酸
- 十二 クロルピクリン
- 十三 クロルメチル
- 十四 硅弗化水素酸
- 十五 ジメチル硫酸
- 十六 臭素
- 十七 硝酸及びこれを含有する製剤（硝酸十パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 十八 水酸化カリウム及びこれを含有する製剤（水酸化カリウム五パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 十九 水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤（水酸化ナトリウム五パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 二十 ニトロベンゼン
- 二十一 発煙硫酸
- 二十二 ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（ホルムアルデヒド一パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 二十三 硫酸及びこれを含有する製剤（硫酸十パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの